

食品衛生法施行条例（営業施設基準）の改正

令和2年12月25日
静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課

1

条例改正の背景



厚生労働省

- ◆ 国は「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)を公布した。
- ◆ 改正内容のひとつとして、営業許可制度が見直され、現行の34業種の統廃合及び新たな許可業種の追加により、32業種に再編された。
- ◆ 営業許可制度の見直しと同時に、全国の規制の平準化の観点から、改正法において営業施設基準の「参酌すべき基準」*(以下「参酌基準」という。)が省令に規定された。

都道府県はこの基準を参酌して施設基準を条例で定めることとなります。



*「参酌すべき基準」とは、都道府県等の条例制定に当たり十分に参照しなければならない法令上の基準を指しています。
今般の食品衛生法の一部改正により施設基準が参酌基準として省令に規定された趣旨として、施設基準に係る合理性に乏しい地域的差異の解消があります。

2

条例改正の概要

省令に参酌基準が規定された趣旨として、施設基準の地域的差異の解消があることを鑑み、県独自の上乗せ基準や緩和基準を設けないこととし、食品衛生法施行条例(平成12年3月21日静岡県条例第37号)(以下「条例」という。)を改正しました。

| 区分 | 改正前 | 改正後 |
|----|--|--|
| 法律 | <p>法第51条(営業施設の基準)</p> <p>都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定めるもの(34業種)の施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。</p> <p>国通知(業種毎の準則):施設基準の技術的助言</p> | <p>改正法第54条(営業施設の基準)</p> <p>都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、<u>政令で定めるもの(32業種)の施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。</u></p> |
| 条例 | <p>第3条(営業施設の基準)</p> <p>(別表)に共通基準、業種別基準を規定し、構造、設備を静岡県食品衛生規則(以下「規則」という。)へ委任</p> | <p>第3条(営業施設の基準)</p> <p>(別表)に規定されている基準を、省令で定める参酌基準のとおり改正</p> |
| 規則 | <p>第8条(営業施設の基準)</p> <p>(別表)に施設の構造、設備を規定</p> | <p>参酌基準には、現状の規則で定めている設備に係る基準の規定があるため、規則第8条は削除</p> |

3

<現行>と<参酌基準>の比較

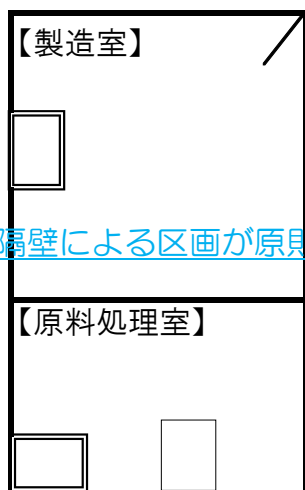
<参酌基準>では、
「規模に応じて、室を場所とする場合は作業区分により区画すること」とされています。



厚生労働省

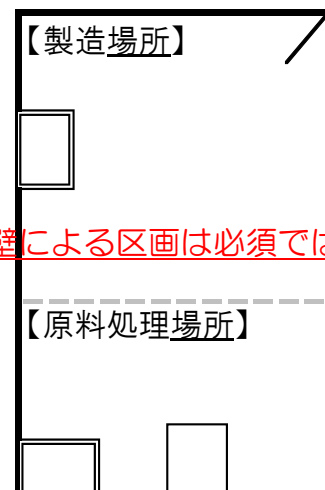
- ◆ 「施設基準における「区画」は、食品等への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するためである。
- ◆ 間仕切りに限らず、工程の配置や時間設定(作業の時間をずらす)等、施設に応じた方法により作業を区画していただきたい。

<現行>



隔壁による区画が原則

<参酌基準>



隔壁による区画は必須ではない

4

改正後の施設基準の全体像

| 条例 | 基準 | 内容 | 例 |
|-----|------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 第3条 | 別表第1 | ・必要な構造、設備、広さ | ・屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施できること |
| | 共通基準 | ・区画 | ・作業区分に応じた間仕切り等の区画 |
| | | ・施設の構造及び設備 | ・水道水、飲用に適する水を十分な量供給できる設備、流水式の手洗い設備等 |
| | 別表第2 業種別基準 | ・製造業、調理業等の32業種ごとに必要な室又は場所、設備等 | ・処理室、原材料処理室/場所、製品製造室/場所 |
| | 別表第3 | ・生食用食肉の加工、調理する施設に必要な基準 | ・専用の洗浄及び消毒設備等 |
| その他 | ・ふぐを処理する施設に必要な基準 | ・専用の器具等 | |

5

今後の予定

令和2年10月7日～10月28日
 令和2年12月定例会
 令和2年12月25日
 令和3年6月1日

意見募集の実施
 議案提出
 公布
 施行



6